

令和4年度輸出先国・地域における規制等への対応の強化委託事業

（プラットフォーム支援員による体制強化）】

概要レポート 第18回：EUの再生プラスチック食品接触材規制



Eurovision & Associates

2024年3月

EU の再生プラスチック食品接触材規制

はじめに：2022 年 10 月、食品接触材料（FCM）の再生プラスチック材料に関する規則（EU）2022/1616 が施行開始された。それまでに適用されていた規制（EC）282/2008 は廃止され、プラスチックの回収、選別、汚染除去など、FCM における再生プラスチックの使用に関する具体的な規則に加えて、新規則では、リサイクル業者とリサイクル施設をリストアップした公的な EU 登録簿が設けることとしている¹。

新規則は、あらゆる種類の再生プラスチックとリサイクル技術に適用され、新しいリサイクル技術とその評価に関する規則が導入されている²。例えば、回収されたプラスチックを洗浄・浄化し、元の化学構造を維持したまま新しい製品に再利用する技術³（メカニカルリサイクル）、リサイクル前後で同じ用途の製品へ再利用する技術⁴（クローズドループリサイクル）、プラスチックを他の化学製品の原料などに再利用する技術⁵（ケミカルリサイクル）などが規制の対象として挙げられる。

上述の規制に加えて、本規則を通してさらなる規制が段階的に導入される。2023 年 7 月 10 日以降、特定のポリエチレンテレフタレート（PET）のリサイクル工程には認可が必要となり、認可されたリサイクル技術を用いて製造されたプラスチックのみが市場への流通を許可されている。さらに、2024 年 10 月以降、プラスチックの回収と前処理に使用される品質保証システムは、第三者認証が必要となる⁶。

規則（EU）2022/1616 の規制内容：本規則は、食品に接触することを意図した再生プラスチック材料と成形品の安全性と適切な使用を確保することを目的として、以下の側面について具体的な規定を定めている⁷。

¹ https://food.ec.europa.eu/safety/chemical-safety/food-contact-materials/plastic-recycling_en

² https://food.ec.europa.eu/safety/chemical-safety/food-contact-materials/plastic-recycling_en

³ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32022R1616>

⁴ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32022R1616>

⁵ <https://plasticseurope.org/sustainability/circularity/recycling/chemical-recycling/#:-:text=Chemical%20recycling%20is%20the%20process,of%20plastics%20or%20other%20products.>

⁶ https://food.ec.europa.eu/safety/chemical-safety/food-contact-materials/plastic-recycling_en

⁷ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=LEGISSUM:4622200>

1. 安全性と品質	
適切なリサイクル技術	再生プラスチックの微生物学的安全性を保証し、人の健康を脅かしたり、食品の成分、味、におい、食感を著しく変化させたりするレベルの有害な化学物質の食品への移行を防止しなければならない。さらに、これらの材料のラベル表示、広告などは、消費者に誤解を与えてはならないものとする。
分類とリスト化	再生プラスチック材料は、投入材料の種類、回収方法、生産地、使用目的などの要素に基づいて分類される。これらの材料は、本規則の付属書 I に記載されているか、欧州委員会によって個別に認可されたものとする。

2. 再生プラスチックの市場アクセスとトレーサビリティ	
市場参入の要件	市場に流通させるために、再生プラスチック材料は、本規則にてリストアップされた適切な技術か、規則で概説された認可プロセスを経た新規技術のいずれかを用いて製造されなければならない。また、必要な文書、説明書、ラベルを添付しなければならない。
廃棄物管理	廃棄物管理事業者は、回収されたプラスチック廃棄物が、自治体の廃棄物、食品小売業、または認証された回収システムを持つその他の食品事業など、特定の供給源に由来するものであることを確認する責任がある。さらに、プラスチック廃棄物は個別に回収されるか、汚染を防ぐために厳しく監視されているリサイクルスキームを通じて回収されなければならない。

3. 事業者に対する規則	
食品事業者	再生プラスチック材料を使用する場合、材料に関する説明書を遵守し、対象材料で包装された食品に接触する可能性のある消費者に関連情報を提供しなければならない。
新規技術開事業者	単独で、または共同で、新規リサイクル技術を開発することができるが、科学的根拠や裏付けとなる研究を含む、研究についての詳細な情報を提出し、各国の当局および欧州委員会に報告しなければならない。

4. 新規技術の認可プロセス	
申請と審査	適切な技術で認可が必要な場合、開発事業者は関連書類を添付した申請書を各国の管轄当局に提出しなければならない。EFSAはそのプロセスを評価し、再生プラスチック材料の安全性を確保するために適切な技術が効果的に利用されているかどうかを判断する。そして、リサイクルプロセスに関する科学的意見を発表する。
決定とモニタリング	EFSA の意見に基づき、欧州委員会は新技術に対して認可を与えるか拒否するかを決定する。さらに、新技術を使用するリサイクル施設は、特定の管理要件を遵守し、定期的なサンプリングと詳細な報告書の発行を通じて、汚染レベルを厳密に監視しなければならない。

5. 透明性と規則遵守	
EU 登録簿	認定された技術、リサイクル業者、リサイクル工程、リサイクルスキーム、汚染除去施設を管理し、製造施設、認定された工程、リサイクルスキーム情報、使用されている新技術の詳細情報を提供する。
リサイクル業者の遵守義務	リサイクル業者は、製造開始前の欧州委員会および各国当局への報告、コンプライアンス・モニタリング・シートの作成、コンプライアンス宣言書の提出など、いくつかの管理義務を果たさなければならない。
公的管理	管轄当局は、監査を実施し、適正製造規範を評価し、リサイクル施設内の管理および遵守手順を調査する権限を有する。さらに、適切な文書やラベルがない場合や、生産者が規制を遵守していることを証明できない場合、または製造施設が規制の要件を満たしていない場合、管轄当局は基準非適合を指摘し、是正措置の要求や製品の販売を停止することができる。

循環経済行動計画との整合性：食品接触材料の再生プラスチックに関する新規則は、循環経済行動計画（CEAP）の以下2つの主要目標の実現に資するものである。特に、①については、プラスチックを多量に使用する食品包装にとって重要と欧州委員会は考えている⁸。

⁸ https://food.ec.europa.eu/safety/chemical-safety/food-contact-materials/plastic-recycling_en

- ①プラスチック包装における再生プラスチックの含有率の義務的な目標設定に必要な基盤確立
- ②食品接触用途における再生材料の安全かつ適切な使用の確保を目的とした品質管理システム⁹。

EU 域外から入ってくる再生プラスチック：本規則は、EU 域外から輸入される再生プラスチックにも適用される¹⁰。EU 域外のリサイクル施設は、EU 市場向けの再生プラスチックを生産する際、EU 域内の施設と同じ規制を遵守しなければならない。事業者は、リサイクル施設の操業開始1ヶ月前までに、当該施設が存在する当局に本規則遵守の証明に必要な書類（同規則附属資料 II）を提出し、操業開始までに管轄当局による証明を受ける必要がある¹¹（第26条）。これは、日本から EU 向けに再生プラスチック食品接触材を輸出する場合にも同様である。EU 側はこれにより、使用されるすべての再生プラスチックの品質と安全性の一貫した基準が保証されるとしている。第二に、EU 域内で再生食品接触材料に加工するために輸入されるプラスチック材料は、EU 域内で回収される材料と同じ原産地、回収方法、品質管理に関する規制に従わなければならない。これにより、食品接触用途に使用されるすべての材料が、統一された安全・品質基準を満たすことが保証される¹²。

結びに代えて：規則（EU）2022/1616 は、リサイクルに関する新技術の発展に対応したものである。EU は、これらの技術が循環経済の達成に寄与すると期待する一方で、消費者の健康を守ることにも目を向けている。本規則が新技術を用いた再生プラスチック FCM の上市や関連する新技術を認可制としたのは、EU が環境と市民の健康の双方に配慮した結果だとみてよいだろう。

以上

⁹ https://food.ec.europa.eu/safety/chemical-safety/food-contact-materials/plastic-recycling_en

¹⁰ https://food.ec.europa.eu/safety/chemical-safety/food-contact-materials/plastic-recycling_en

¹¹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32022R1616>

¹² https://food.ec.europa.eu/safety/chemical-safety/food-contact-materials/plastic-recycling_en